

平成20年度税制改正に関する要望

平成19年9月
全国町村議会議長会

現下の地方財政は、国の財政健全化の名の下、地方交付税の削減や度重なる国と地方を通じた大幅な財政歳出の削減により、地域間の格差が生じ、支障をきたしている。

特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このような状況の中にあって、更なる地方分権改革を積極的に推進し、地方が自主的・自立的な財政運営を行っていくためには、地方における歳出規模と地方税収の乖離を縮小し、地方税中心の歳入体系を構築することにより、地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立することが極めて重要である。

よって、明年度の税制改正にあたっては、下記の事項について、その実現を図られるよう強く要望する。

記

1 国から地方への税源移譲等

地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を5：5とすること。

偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図るため、消費税と地方消費税の割合を4：1から2.5：2.5にすること。

また、所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乗せすること。

地方税は地域偏在性が少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。

2 法人住民税の充実確保

地方法人課税に関しては、町村にとって重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人にかかる法人住民税については、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により配分割合の適正化を図ること。

3 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう配慮すること。

特に、償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を堅持すること。

4 非課税措置等の整理合理化

地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

5 町村道整備財源の拡充

道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく道路整備のための財源として確保するとともに、地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の更なる拡大を図ること。

6 温暖化対策税制の導入

環境税（温暖化対策税制）を導入する際には、環境対策に係る町村の財政負担を勘案し、地方税とすること。

7 非居住者等の受け取る地方公営企業等金融機構債券等の利子にかかる非課税制度の創設

地方公営企業等金融機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む）の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

8 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9 基地交付金等の充実確保

国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を充実確保すること。